

札幌市における関係人口施策の在り方に関する調査・分析等業務 仕様書

1 業務名

札幌市における関係人口施策の在り方に関する調査・分析等業務

2 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の目的と概要

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、活力ある社会を維持していくことを目指し、平成26年（2014年）に基本理念や国などの責務等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」を制定した。

令和7年（2025年）6月には、10年間の地方創生の成果を継承・発展させつつ、今後10年間の方向性を示す「地方創生2.0基本構想」を、同年12月には、地方創生施策の推進戦略を取りまとめた「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（以下、「総合戦略」という。）」を策定し、更なる地方創生を推進しているところである。

総合戦略において国は、人口減少を正面から受け止め、そのような状況でも社会・経済が機能する「適応」という考えのもと、関係人口の量的拡大・質的向上を施策の一つとして掲げ、ふるさと住民登録制度の創設などによる環境整備を進めていく考えである。

これまで本市では、関係人口創出に向けた取組として、さっぽろ連携中枢都市圏における人材交流の促進など、主に北海道内に対する関係人口創出に向けた取組を行ってきたところであるが、首都圏など北海道外に対する施策は、移住に係るイベントの実施などに留まっている状況である。

このような中、札幌市は、2021年をピークに人口減少が進行し、合計特殊出生率が政令指定都市の中でも低位に位置することに加えて、20代の道外転出超過など、厳しい状況が続いている。そのため、将来的に担い手が不足する中でも社会・経済活動を支える役割を果たす関係人口について、その創出・拡大に向けた施策を検討する必要がある。

以上のことから、本業務は、札幌市の関係人口創出に係るポテンシャルや関係人口となるに際して求められているニーズ等を調査・研究し、札幌市が取り組むべき関係人口施策の在り方の検討に向けた基礎資料を作成するものである。

4 業務内容

(1) 札幌市の関係人口に関するアンケート調査の実施

主に首都圏に居住する方を対象とした、関係人口に関するアンケート調査について、以下のとおり実施すること。

ア 調査実施

契約締結後、速やかにアンケートの実施に向けて委託者と調整を行い、適正なスケジュールにて実施すること。なお、アンケートについては中間報告を行うこととし、報告の時期についてはアンケートの実施時期も踏まえ、委託者と協議のうえ決定すること。

イ 調査方法

Webアンケートを想定しているが、有効回答数の確保に向けた効果的な手法の提案を妨げない。

ウ 目標回答数

統計上根拠のある回答数を提案することとし、分析に必要なサンプル数を確保すること。回答者の属性については、性別・年代に偏りが無いよう回答数を確保すること。

エ 設問内容

設問内容については、委託者と十分協議の上で作成すること。現時点で想定している設問の方向性は以下のとおりであるが、より効果的な設問となるよう検討すること。

- ①札幌市と何らかの関わりを持っているか。
(関りがない場合)
- ②どうしたら興味関心を持てるようになるか
(関りがある場合)
- ③該当する札幌市との関係の内容
- ④札幌市との関わりにおけるきっかけ
- ⑤今後も関わりたいと思うか
- ⑥札幌市への訪問等関わりの頻度
- ⑦現在の関わり以外での興味・関心のある関わり方
- ⑧関係の深化等に向けて行政に求めるもの

オ その他

本業務とは別に、本市にて関係人口に関するイベントを東京都内で複数回実施予定である（9月以降を予定）。同イベントにて、今回実施するアンケートを回答してもらうことも想定していることから、適宜委託者と調整を行うこと。

なお、同イベントの運営は委託者にて実施することから、本業務にて費用等を計上することは想定していない。

(2) 関係深化に関する取組の企画・実施・運営

(1)のアンケート調査に加えて、関係人口の創出及び関係深化に関する取組を実施すること。なお、取組の内容については、以下ア、イのそれぞれにて実施するとともに、(1)のアンケート調査の回答を参考とした内容にて実施すること。

また、受託者はア、イの取組実施に向けて、参加者等の事故発生時の損害賠償に備えて損害賠償と責任保険加入等の措置を講ずること。

ア 特定の目的を持たない層

札幌と関わりを持ちたい方が実際に本市を訪れ、本市の暮らしや文化、地域の人と触れ合うことで本市との継続的な関わりを高めてもらうツアーを企画・広報・運営すること。

- ①実際に本市を訪れるツアーを1回以上実施すること(集客目標5～10名)。
- ②ツアーにおいて必要となる会場の手配等、運営に必要な調整や費用の支払いは受託者が行うこと。企画に当たり、本市施設や取組等を活用する提案を妨げない。
なお、委託者による参加者の旅費等の負担は想定していない。

- ③単なる観光ツアーではなく、移住者や地域住民との交流機会を設ける等、参加者を関係人口に引き上げ、将来的な移住意識を高める内容とすること。
- ④さっぽろ連携中枢都市圏に参画する自治体と連動した内容（実際に訪れる等）について盛り込むこと。なお、さっぽろ連携中枢都市圏のうち、1つの自治体との連携を想定している。
- ⑤ツアー実施後にはツアー参加者の感想を発信する等、更なる札幌市の関係人口創出に寄与するような工夫を行うこと。
- ⑥参加者に対するアンケート調査を実施すること。調査内容については、事前に委託者と協議し、集計結果を報告すること。

イ 特定の目的を持つ層

上記アとは別に、二地域居住に興味のある方を対象としたイベントを企画・実施すること。内容については、イベント参加者が、引き続き本市の関係人口（二地域居住の実施を含む）となるような内容とすること。

参加者、イベント会場（札幌市内中心部のコワーキングスペースを想定）の確保及び地域貢献活動の設定は委託者にて行うことから、受託者の役割は企画・実施であることに留意すること。

地域貢献活動の設定について、提案者から効果的な手法案がある場合には、提案を妨げるものではない。

【参加者の想定】

内容：首都圏在住の二地域居住に興味のある方に実際に札幌にきてもらい、二地域居住を体験する。日常（仕事含む）を札幌で過ごしていただくことを基本とするが、参加者を対象とした交流会及び地域貢献活動に参加していただく。

時期：10～11月

規模：10～15名程度

(3) アンケート調査等の分析の実施

(1)、(2)の結果をもとに、下記①～③で示す観点による分析を実施し、札幌市が重点的に取り組むべき関係人口施策の在り方についての方向性を示すこと。

また、委託者より、本市の企業や地域が関係人口に求める対応等について調査したデータについても提供を予定していることから、分析の参考とすること。

①ふるさと住民登録制度の活用想定

ア 札幌市が発信すべき情報の内容

イ プレミアム登録の要件となる担い手活動の内容

ウ プレミアム登録者に対する有効なサポート施策の内容

②人口規模や産業構造などが類似する都市の取組状況とその成果

③札幌市が主にターゲットとすべき人材（関係人口）の分野

5 成果品の納品等について

受託者は、以下の成果品一式を電子メールやDVD-R等に保存した電子データ（電子データでの提供に適さないものについては委託者と協議）を令和9年3月31日（水）までに納品すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 実施報告書（報告書については、PDF形式で提出するとともに、アンケートのデータについては、Excelファイル等の編集可能なデータを提出することとし、提出の前に委託者と協議を行うこと。）

6 権利関係

- (1) 受託者は契約の履行に当たって行われた打ち合わせ、資料提供、調査事項等について第三者に漏らさないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (3) 成果物は、本市が二次使用できるものとし、受託者は成果物の二次使用に対して札幌市にいかなる制限も課さない。
- (4) 本業務において使用する写真、イラスト及び文字等が受託者以外の者の著作物である場合には、その著作物の使用について、著作者に説明しその承諾を得るなど必要な手続きを取り、著作者と委託者との間に著作権法上の紛争が生じないようにすること。
- (5) その他、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

7 環境への配慮

札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 再委託について

本事業の全部を再委託することは認められない。ただし、事業の一部について、再委託する合理的な理由・必要性が認められる場合は再委託を可能とする。この場合は、事前に札幌市の承認を得なければならない。

9 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、当該業務において取り扱う個人情報に関して、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ立ち入らないこと。

(4) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること。

(5) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。業務の実施にあたって必要な事項について、本書で明記の無い点または疑義や状況の変化があった場合は、別途、受託者と委託者との協議により内容を変更することができるものとする。

(6) その他

仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めること。

10 連絡先

まちづくり政策局政策企画部未来創生担当課 担当：中田、笠井

電話：011-211-2338

(中央区北1条西2丁目 本庁舎5階南側)

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。